

他自治体条例の実体規定

	千葉県	北海道	岩手県	さいたま市	熊本県	八王子市
実体規定		<p>(移動手段の確保)</p> <p>第 13 条 道は、地域で生活する障がい者の障がいの別及び程度にかかわらず、いかなる差別も受けることなく必要な移動の手段が確保されるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解を得ることができるよう努めなければならない。</p> <p>(就労支援に関する施策)</p> <p>第 28 条 道は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所(障害者自立支援法に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する事業所をいう。第 31 条第 3 項及び第 32 条において同じ。)における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 道及び障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)第 43 条第 1 項に規定する事業主又は使用者は、同条第 2 項で定める障害者雇用率の達成はもとより、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。</p> <p>3 前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。</p> <p>4 道及び事業主又は使用者は、障がい者を理由に、採用の拒否、解雇及び賃金、昇進等の労働条件や労働環境において、不利益又は不当な扱いを行わないよう努めなければならない。</p> <p>(就労支援推進計画の策定)</p>		<p>(障害者の居住場所の確保等)</p> <p>第 24 条 市は、障害者が自ら選択した地域で生活を営むことができるようにするため、障害者の居住する場所の確保及び居住の継続のために必要な施策を講じなければならない。</p> <p>2 事業者は、障害者又は障害者と同居する者と不動産の取引を行う場合において、市及び相談支援事業者と連携し、障害者が地域の中で安心して自立した生活を営む上で必要な居住する場所の提供に努めなければならない。</p> <p>(障害者の社会参加の機会の拡大)</p> <p>第 26 条 市は、障害者の移動の支援に当たっては、障害者が地域で生活していく上での課題及びそれぞれの障害の特性を理解し、市民、事業者及び関係機関の協力の下、障害者の社会参加の機会の拡大に必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、道路、建物その他の施設の整備及び管理に当たっては、利用する障害者の障害の特性を十分に理解し、その特性に応じた必要な配慮を行わなければならない。</p> <p>3 建物その他の施設又は公共交通機関を管理する事業者は、障害者が当該建物その他の施設又は公共交通機関を利用するときは、その障害の特性を理解し、その特性に応じた配慮を行うよう努めなければならない。</p> <p>(障害者の就労支援)</p> <p>第 30 条 市は、障害者が就労により自立した生活を営むことができるようにするため、障害者が必要とする就労に係る相談及び支援を</p>		<p>(移動手段の確保)</p> <p>第 9 条 市は、障害者の社会参加を推進するため、障害者が必要とする移動の手段が確保できるよう、公共交通事業者その他の関係者の理解及び協力を得るよう努めるものとする。</p>

他自治体条例の実体規定

		<p>第 29 条 道は、前条の施策を実施するための計画（以下「就労支援推進計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 就労支援推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、第 33 条の北海道障がい者就労支援推進委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>（設置）</p> <p>第 33 条 北海道における障がい者の就労の支援を推進するため、知事の附属機関として、北海道障がい者就労支援推進委員会「以下「推進委員会」という。」を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第 34 条 推進委員会の所掌事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 知事の諮問に応じ、障がい者の就労を支援する施策の推進に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属せられた事務に関すること。</p> <p>2 推進委員会は、障がい者の就労の支援の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。</p>		<p>行う体制を整備し、障害者自立支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者との連携の下、障害者の就労の支援を生活の支援と一体的に、かつ、継続的に行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、それぞれの障害の特性を理解し、障害者に対し、雇用の機会を広げるとともに、就労の定着を図るよう努めなければならない。</p>		
--	--	--	--	---	--	--